

# 郷土室だより

第 52 号

昭和61年 6月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

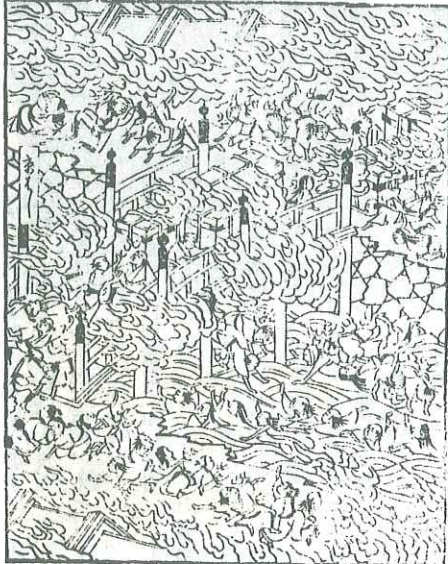
電話 543-9025

## 八丁堀襪記 一二

安藤 菊二

### 八丁堀の火事

江戸時代を通じて、八丁堀地区はどれくらい火事に見舞われているか、そんなことが、ふと念頭に浮んだ。火災史を繰ってその凡てを拾い出すというのはしんどい。先年「昭和四九年に刊行された小鯖英一氏の『江戸火災史』を読んで頂ければよいわけだが、八丁堀の看板を掲げて知らぬ顔もできない。ゆきがかかり上、幕末までの大火の記事を拾ってみよう。



『むさしあぶみ』より (明暦3年)  
 原本は国立国会図書館蔵

慶安五年(一六五三) (四月承応と改元) 三月九日  
 日本橋の鞘町から出火して、二十余町延焼し、八丁堀蔵屋敷に至った。

明暦二年(一六五六) 一月一六日  
 元呉服町から出火して八丁堀まで延焼。この火事で、大小八九〇余戸が類焼した。

明暦三年(一六五七) 正月一八日  
 世に言う「ふりそで火事」、江戸時代随一の大火でどなたも御存じ書立るまでもないが『寛明事蹟録』に……「其夜に入て摠構の御堀の内に火移り又四方に焼蔓。北は柳原、東は深川の向を限、南は京橋、鉄炮洲を限焼ぬ。中橋の箔屋町の彼方焚渡しに、俄に風替て西風となり、災火横に靡て八丁堀を越、向島の八幡宮の宝殿に火移忽回禄す」と記してある。江戸幕府開創以来、営営として築造せられてきた豪荘を極めた諸藩大名邸は一朝にして灰燼に帰し、八丁堀寺町の諸寺院も類焼して焼土と化した。

明暦四年(一六五八) 正月一日 (七月万治と改元)  
 本郷六丁目から出火して、駿河町鎌倉河岸銀町石町本町、日本橋京橋新橋を焼き、東は八丁堀、霊岸島、鉄炮洲に延焼した大火があった。

元禄十一年(一六九八) 二月一〇日  
 柳澤出羽守宅へ御成の刻、日本橋石町二丁目から出火、將軍は即刻お城へ帰還された。この火日本橋を越え八丁堀、霊岸島、鉄炮洲まで延焼。

宝永七年(一七二〇) 二月一九日  
 神田の柳原から出火、誓願寺前、紺屋町、小伝馬町、小網町、伊勢町、北八丁堀、霊岸島まで焼る。

享保元年(一七二六) 一月一日  
 酉刻過(暮六つ時) 無縁坂下茅町より出火、榎原式部大輔殿中邸類焼、大風烈火、天神明神前後、柳原、本町、鍋町、中橋迄焼坂、今一口は境町筋霊岸島、八丁堀へ焼坂、十二日卯下刻鎮火。

享保二年(一七二七) 正月二日  
 未の下刻、江戸小石川馬場の近所伊手三郎右衛門屋敷より出火、風烈しく大火となり、小石川、小川町、駿河台、神田橋、一ッ橋内、常盤橋内、大手前、大名小路、築地、八丁堀通まで町数二〇〇余町が焼失、大名旗本屋敷など数多く類焼した。市史稿変災篇五に載せる『土屋筆記』には

(北八丁堀) 牧野壹岐殿組やしき。  
 (北島町) 真島瑞庵丈。真島瑞珀丈。  
 坪内能登守殿組やしき。中山出雲守殿組やしき。(亀しま町) 島田長右衛門組やしき。(岡崎町) 本多遠江

守殿。日向左京殿。細川越中守殿。吉良左京大輔殿。(北八丁堀一丁目より五丁目迄)日向親負殿。板見角左衛門殿。坪田能登守殿組やしき。山名中務殿。

と記し、『月堂見聞集』には、『江戸町年寄帳面之覺』として、

(上略)北八丁堀南八丁堀同四丁、南北御組屋敷、右之分不<sub>レ</sub>残、本田遠江守殿、松平越中守殿、細川越中守殿御下屋敷、松屋町其外諸士御屋敷数多、南八丁堀稻荷橋迄迄。扱又鉄炮洲海手切、此間ニ御屋敷数多ニ候へ共、しかと相知し不<sub>レ</sub>申候。(下略)とした詳しい記録が載せてある。

享保三年(一七二八)五月朔日

午刻、江戸京橋五郎兵衛町から出火、豊町・北紺屋町・南紺屋町・稲葉町・鈴木町・サヤ町・シミ町・片町・八丁堀・卅軒堀・木引町・尾張町・鉄炮洲・西本願寺本堂は残り寺中ばかり焼け、新橋見付まで焼ける大火があった。

享保六年(一七三二)正月八日

巳の中刻(午前一一時)呉服橋辺から出火し、鉄炮洲南本郷町に至る大火があり、大名旗本屋敷、五〇余家を焼いた。『月堂見聞集』には、類焼した大名屋敷を詳記し、八丁堀地区の罹災武家についても、

「(上略)北八丁堀松平日向守、鳥井丹波守<sup>忠</sup>、本多遠江守<sup>武</sup>、吉良左京、小浜志摩守、同十郎左衛門、木村養雲、神尾徳之助、山名伊豆守、菅沼甚左衛門、日向親負、伊丹寛右衛門」と記している。

享保六年(一七三二)二月一〇日

午の中刻、神田永富町二丁目から出火、西北の風烈しく、三河町、鎌倉河岸、紺屋町、白銀町、石町、本町四丁目迄残らず、日本橋筋牧野因幡守<sup>英</sup>屋敷裏門より内残らず焼失。但、裏門長屋残る。茅場町、八丁堀辺で屋敷方少々類焼、霊岸島辺町屋多数焼失。同所舟松二丁目夜西の中刻鎮火した。(柳宮日誌)

享保一四年(一七三九)三月二日

昼七つ(午後五時)八丁堀から出火して、坂本町、かやば町、同心町を残らず焼いた火事があり、また四月二十九日の夜には、かやば町から出火して八町ほどを焼いた。

延享三年(一七四六)二月晦日

昼間本所横堀に火事があり、夜に入つて木挽町築地坪内権左衛門屋敷から出火、折悪しく南の風が強かったので、築地通りから八丁堀へ焼け出、組与力同心屋敷残らず類焼、それより小網町に火移り、浜丁辺、大川端通り、下柳原、同朋町、馬喰町四丁

目までおよそ長さ三〇町ほど、幅平均三丁余焼失、翌朝七つ時分に鎮火した。俗に云う坪内火事で、この頃八丁堀に住んでいた加茂真淵も類焼した。

明和八年(一七七七)二月一日

丑の下刻、北八丁堀壹丁目上納地金春太夫宿所より出火、西北風で幅壹町余、長さ二丁半ほど焼失、この火鉄炮洲湊町へ飛び、幅一丁余、長さ二町ほど焼失。同所表町屋で、巳の上刻に鎮る。

明和九年(一七七七)二月二九日

明暦大火に次ぐ目黒行人坂の大火があり、目黒の行人坂から出火して、千住にいたる大火があったが、八丁堀地区は幸いにして火道から外れて類焼を免れている。

安永七年(一七七八)二月二日

「西風烈し、八つ時過石町三丁目新道から出火、霊岸島深川筋へ飛火鎮火、鉄炮洲船松町焼留候。佃島不<sub>レ</sub>残焼失、翌朝火鎮る。」(柳宮日次記)

『年代炎上鑑』には詳細に焼失町地を記し、八丁堀周辺については、

「茅場町牧野豊前守、山王御旅所<sup>天神、は土藏作</sup>町奉行組屋敷、北島町、竹島町、亀島町、鉄炮洲、本湊町、船松町一・二丁目、豊海橋、佃島不<sub>レ</sub>残云々」と記してある。

天明七年(一七八七)二月一日

『年代炎上鑑』に、「十一月十日夜丑刻、南茅場丁河岸布屋嘉兵衛、奥木屋七郎兵衛物置より出火、東南へ三丁程、網屋三郎兵衛土蔵にて鎮。是より辰己へ三丁程、戸田采女正医師南條雲節、町与力下村孫助、樋口次郎右エ門半焼、中村文蔵、松平越中守扶持医師吉田元悦宅にて火鎮。

寛政二年(一七九〇)一月一〇日

今曉北八丁堀出火。町奉行池田筑後守<sup>長</sup>組与力中村源四郎地面明き屋より出火、最初西南風、後西風二而、幅十八間程、長さ丁餘焼、南茅場町山王御旅所地内町屋二而鎮。(年代炎上鑑)

寛政一一年(一七九七)正月二九日

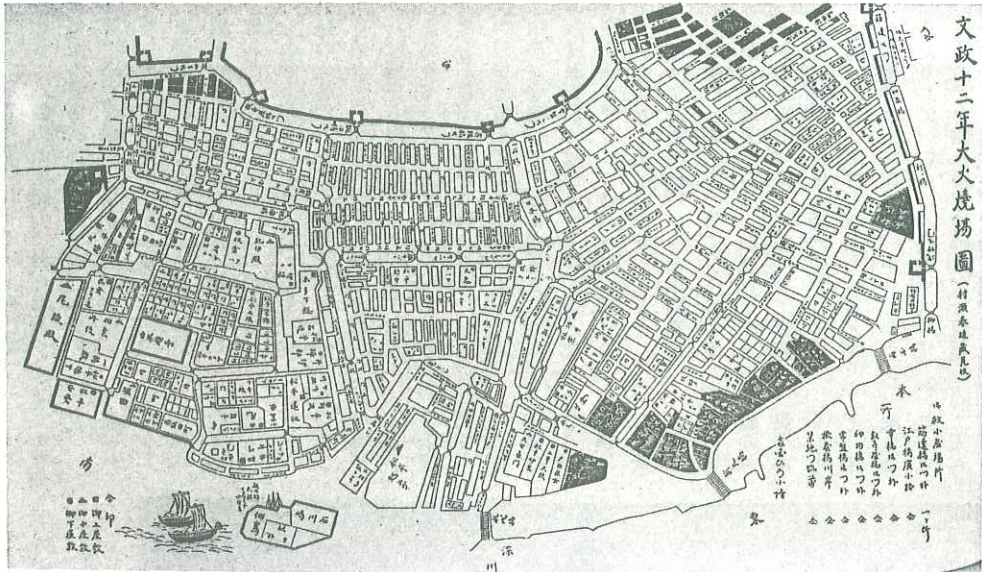
「二十九日も度々出火有<sub>レ</sub>之、夜二入八丁堀水谷丁より出火大火に成、曉に致鎮る」(森山孝盛日記)

文化三年(一八〇六)三月四日

三月四日の大火は、世に丙寅の火事といって、明暦三年の大火、明和九年の大火につぐ江戸三火災の一つ。芝車町から出火して、浅草新堀まで延焼し、大名小路の一部、京橋・日本橋のほとんど全部、神田・浅草の大半を焼尽するという大火であった。この大火も八丁堀地区は火道から外れて、類焼を免かれることができた。

文政一二年(一八二九)三月二日

文政十二年大火焼場図（『東京市史稿変災編』より）



この日北風烈しく、巳の刻（午前一〇時）過、神田佐久間町二丁目河岸の材木小屋から火が出て、神田川を飛んで、東神田武家町屋一円に焼けそれより東は両国橋際浜町辺武家方より永代橋手前まで、西は須田町通り西側残り、東側より今川橋向本銀町本町河岸、御堀端通、数寄屋橋外まで、南は新橋塩留までを限りとし、鉄炮洲築地武家方、西門跡より先海手に至り、佃島まで、その間に包まれた町々はことごとく焼失、二二日の朝に至ってようやく鎮火した。

武家方の焼亡おびただしく、南北およそ一里余、東西二〇余町、焼死溺死の輩一、九〇〇余人と聞く。

この佐久間町火事には、茅場町、八丁堀地区は、武家地も町地も残らず災厄に遇った。『甲子夜話統篇』二七には「焼場所方角場所付」を載せ特に松平越中守屋敷の類焼について

桑名侯は父の看病願にて出府ありしに、上中下屋舖三所一日に類焼し大塚にも別邸ありしは、前月音羽町火元なりし火災に類焼せり。因て此度は同家の松山侯松平殿の邸に寓居す。世上にて十万石の宿なしと云とぞ。実に災変ならずや。

と記している。この火災で、桑名老侯松平越中守の邸宅が、八丁堀・築地・蠣殻の三邸一時に焼亡したことは世人の耳目を聳動した。『甲子夜話統編』二八に、桑名侯の罹災はこれのみに止まらなかつたとして、

因果応報は佛氏の説なり。此度の火災には不審なることもあり。今の桑名老侯は、在職の中の善行治道世普く所知にして、老退の後も文武風流一世及ぶ者なし。今侯の孝道に於ける亦至り、封国の政も大に仁愛の聞へあり。今春老侯の疾病なりとて、今侯看侍を官寮して出府せられき。然るに二月十六日音羽町の災に

大塚の下邸これに罹り、三月廿一日和泉橋の火に八丁堀の本邸築地及蠣殻町を併て三邸共に焼亡す。家臣侯の弟なる真田侯の邸に寄寓す。四月六日麻布理穴の火に又真田侯邸類焼して、仮居も又焚け、八丁堀より持越たる器財も皆焼失せしと。是のみならず、谷文晁が語りしは、今阿部氏の白川城下も、近頃火災ありしと、

これは桑名侯の原封にて、転ぜし後は別のことなれども、曩日桑名引移のとき追て引取るべしとて、未だ残し置ける家財この度の災に、かしこに有て焼け亡せぬ。文晁は田安殿の士、桑名老侯附人の中なり。仍て歎じて曰、是等いかなる因縁かと。

この大火の時、桑翁侯は病の床に就いておられた。侯は、かねて連変の時の用意に、臥しながら外へ移ることのできる乗物を造って置れた。その形は長櫃のごとくに屋根あり、片面はすだれあり、小口から出入する造りで、枕衾ながら昇いで行くものであった。それ故形も大きく、諸人のにげまどう道に塞り、諸人難渋したと、家臣の語るを聞いた。その人はまた、かような変事を予想して造ったのでもなかつたのに、今かように用立とうとはと哀涙を浮めた。予も侯かねてかかる心掛け

有ること尋常の質にはあらずと深く悲歎せり」と静山公は記しておられる。桑名侯の被害状況については、『春の紅葉』にも詳細に記すところがある。

また桑名少将越中守定永朝臣は、父定信老翁の年ごろ集へ蔵め及べる古器書画ども、大塚の下邸に納め置かれしが、二月十六日の火に焼きて、その餘上邸中邸に蔵め給へるも、此処の火のぬりごめに移りしかば、多く焼しとぞ聞えし。この殿人廣瀬大八は聞えし鴻儒なりしが、先つ頃みまかりて、其子某家をつぎ、父の令名を下さず書籍多く持たりしに、この日早く取出て焼かず成しものち、真田伊豆守殿眞田の邸に親族ありしかばそれが許に寓居しける程、四月六日の火にあひて、さばかりの書ども大かた焼きたるぞ哀なる。

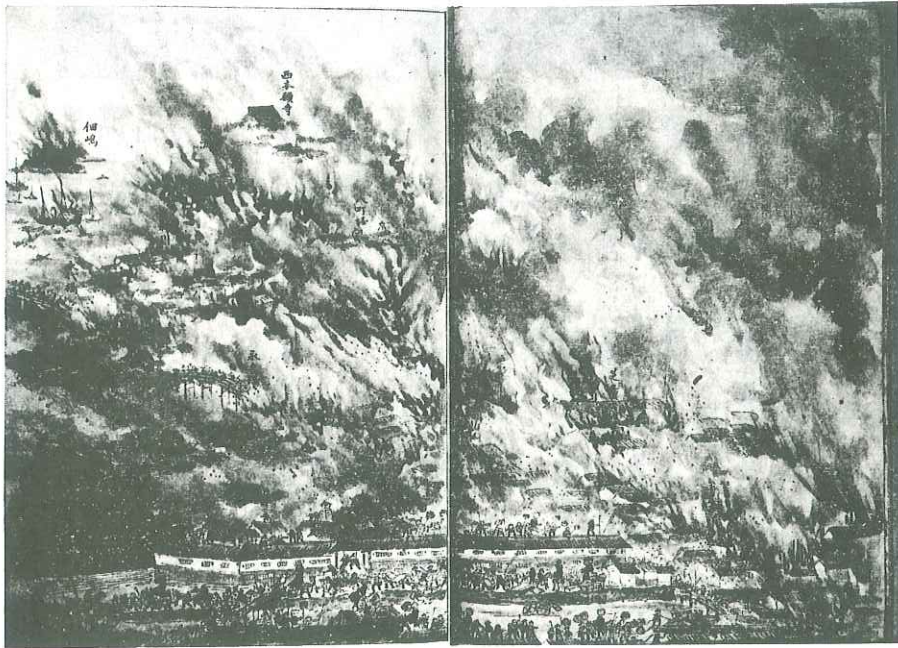
亀田文右衛門名興が子なる綾瀬は父の蔵たる書どもの外に、としごろ筆記せる遺書どもの、いまだ上木もせざるが箱一つに入れて、兼て相知れる新右衛門川村伝右衛門がぬりごめに納めたり。川村も金入たる箱どもを其書箱の上に並べて、戸ざしかためたりしに、いかにしけん火入りて焼けぬ。書箱を預り納めし者は更なり、たのみきこえて納めたりしも、ただ忙れに呆れたりしに、綾瀬思ひ

けるは、としごろ父の心を尽せし書どもを焦土となせし事遺憾に堪へたり。

あはれ灰をだに見ばやと思ひて、往きてぬりごめの灰ともかき広げたりしに、修文郎の守りやそひけむ、灰の中にかの書籍のみ焼ずありしとぞ。希有なることとて人みなあさ

『春の紅葉』より（文政一二年）

り。下略  
（市史稿、変災編五―四四頁）  
原本は国立国会図書館蔵



○佐久間火事の惨状

文政十二年三月大火の時、茅場町の故師匠の家へ火事見廻に行った力士の玉垣が、猛火に追われて逃げまどい、命からがら茂草の家へ逃げ帰った話が『甲子夜話続篇』に載っている。八町堀周辺の容子が生々しく語られているので、筆ついでに写しておく。

玉垣咄（細注略す）

茅場町師匠故玉垣之宅此宅には故玉垣の妻母等存在せり心遣に付、琴の浦召連、兩人罷越段々家内取片付候処、最早右宅江火移り申候。然る処覺無之ては後に早速困り可申と、兩人にて十二疊鎧の渡川辺江持出、夫より余り空腹相成候故、又々飯鉢を持出、川端にて喰可申蓋を取候処、大風故川中江吹落し、一口も給不申。其内四方火盛に相成候故無仕方川中江飛入候処、向側小網町土蔵皆々火掛り、鯨油等に燃付候か、煙立臭気難堪、初めより草頭巾を被り居候故、身内は無障候得共、息切候間、手拭を川の泥水に浸し、絶えず口に吸候て相凌候。此時右取出し候疊も皆々焼果申候。

此時私同様川江入り火を凌候者数多有ら之候処、四方より火粉降来候間、皆々川の泥にて髪顔胸の当り迄透間無之度々塗り付相凌申候。

又此辺の船宿船四五艘持候者、右船江荷物積込、妻と子供二人は屋根船にのせたる処、右船々江火懸りたるが、潮干たれば動かず、因て妻兒一人は脊に入れ、一人は前に抱き川に飛入候処、女足にて泥の中を歩行く事不<sub>レ</sub>叶、埒あかざる中火粉飛来り右子を負たる襟につき、兒の顔を焦し驚泣候を見兼候故、玉垣靈岸橋角の髪結床へ連れ行き助け遣し候。

此節諸所男女泣叫候声夥敷、言語に難<sub>レ</sub>述体<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>之候。  
又玉垣存候は、いつまで泥の中に居可<sub>レ</sub>申哉、最早宿元江帰可<sub>レ</sub>申と、琴の浦に其所にて凌候様申含め、前の髪結床へ入り、暫休息致候中、靈岸島は早火廻り四方八面不<sub>レ</sub>残火に相成、右髪結床の壁や戸に火粉のあたる音雨のふりかゝる如くに候処、不思議に此床一軒は焼残り、此内にて助り候者も数人有<sub>レ</sub>之候と申候。

但此髪結は勇太と申ものにて、其節は殊之外能く働き、床并人等無難之所此危難に精力竭候哉、翌日になり致<sub>二</sub>頓死<sub>一</sub>候。  
又玉垣存候は、同所江居候ても、茅場町土蔵無<sub>ニ</sub>心許<sub>一</sub>候間、又橋を渡り候はんには焼落候故、又候川中に參候処、火勢益強く、陸行政兼岸際にて暫相凌、右之近辺焼落候を見切上

陸致、茅場町へ参り煙之絶間より見候得ば、山形に玉子の瓦（合即なり）相見江候故先致<sub>二</sub>安心<sub>一</sub>、夫より材木町の方之越し可<sub>レ</sub>申と、焼跡の火を飛ばし川辺へ參候処、橋々皆落候故、又々後之廻り、地藏橋之踏懸候処、此橋之上荷物余計積置有<sub>レ</sub>、右品々之火燃付居候。其中に老婆一人うつ伏になり居、助け只候様声を揚泣候を見候に、最早衣服所々髪毛にも火燃付悶え苦候様子、何分見兼候得共致方無<sub>レ</sub>之、これを飛諭し、夫より南へ廻り越中守様御上屋鋪北側を通り候処、路中に兩人焼倒れ横たはり居候。一人は首足は焼け最早死切り、一人は手足の指に火付動き苦み居候上を乗越候て、右御門前へ出候処、又々橋落居候間川中へ飛入り候処、何か行当り候故見候へば、大銅壺を抱ながら一人死居候。夫より材木町え上り日本橋に往候処、空腹之上最前より火氣にて惣身熱し、煙は目口鼻に入り、何分氣力尽き一足も進不<sub>レ</sub>申。橋辺の地に坐し候処、火氣身に染み難<sub>レ</sub>堪候間、此処にて焼死候は無念之儀と、又々心を取直し立上り候て、京橋の方へと志候処、白木屋の大家一面に火に成り通るべき様無<sub>レ</sub>之、西河岸の焼落候跡を通り一石橋に出焼残居候茶店に立寄申候、此時

は目も腫れ一何跡先も見え不<sub>レ</sub>申、舌も（ごりり）語り言語も出不<sub>レ</sub>申候に付、湯を吞塩湯にて目を洗杯致し少し目も見え氣力も付候故、此所を出、鎌倉河岸に向ひ候処、此所も此時尻火盛んに燃出し候故、通り町へ出候処、今川橋落候に付、又々焼あとの町々を通り半屋の後より御郡代役所の方へ參候処左右の町家火盛にて通がたく故、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>止事<sub>一</sub>御役所之塀を破り内に入候得ば、御役人衆大勢立騒ぎ、十手を以打可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申様子に付、頭巾を取申候は角力年寄玉垣にて御座候。且又是迄の次第申断候所、用捨被<sub>レ</sub>致旨に付、夫より浅草見付へ出、是より難無く帰宅仕候。総じて是迄の途中悉く火之中にて、火と煙とこらへ難く、唯今焼死不<sub>レ</sub>申存候事度々有<sub>レ</sub>之候事。本書之通道々泥水溝水の構なく、手拭をひたし、口中に吸込候処、其臭味云はん方なく候得共、命は全是にて助り申候。（以下省略）

玉垣の話は、この跡なお統いていて火事のさ中を所々見廻った節、人はいつさい見かけなかつた。所々犬が跡からついてきたが、犬は火に行かかると惣身の毛に燃えつく故、きりきりと廻つて焼け死に、一足も無難に通る抜けけることはなく、むごい有様であつたと記しており、そぞろに戦時中の空襲の

光景を思い起させる。  
天保四年（一八三三）一月朔日  
八丁堀松下町代地福本という酒屋から出火して、だいぶ近所を焼いた。  
天保五年（一八三四）二月七日  
八時半前、佐久間町藤堂家門前の湯屋で火を失し、大風のためたちまち延焼して下町一円大火となり、己丑（文政二年）三月二一日の大火と同じような焼け方で、翌日夜明の頃に鎮火した。浜町辺は大橋手前まで、八丁堀筋は佃島まで、通町は西側は残り東側のみが焼け、日本橋通り芝辺まで延焼した。『視聽草』にこの火災の詳細を載せているが、八丁堀地区については、  
海賊橋焼落、牧野山城守（成）内長屋少々残る。かゞは丁表裏不<sub>レ</sub>残。菓師堂、八丁堀、九鬼大隅守（隆）御側松平中務少輔（盛）屋鋪、此辺町家一円、松平越中守屋敷ハ別條無<sub>レ</sub>之、地藏橋焼落、此辺中通り共不<sub>レ</sub>残、亀島町表裏不<sub>レ</sub>残、南新堀靈岸島辺不<sub>レ</sub>残、請負屋鋪少々焼る。松平越前守（承）中屋敷少々残る。亀嶋橋焼落。南八丁堀辺町家不<sub>レ</sub>残、松屋町本八丁堀一丁目より五丁目迄不<sub>レ</sub>残、中の橋、稻荷橋焼落……（下略）

と記している。この火災で、桑名藩

257

邸が四面火中であつて禍を脱れたると、鉄炮洲松平長洲の邸が隣邸まで焼けながら災を免がれたのが話題となった。

天保六・七・八年は幸い大火はなく  
天保九年（一八三〇）一月八日  
夜水谷町から出火して佃島におよぶ火事があった。『松平容敬日記』に十一月九日晴、寒風、今晩八丁堀水谷町失火、屋九ツ頃鎮火。飛火にて佃焼失。都て四百六十軒程と記録している。

天保一〇年（一八三九）二月二四日  
『池魚録抄』に  
夜八丁堀より出火、長浜町新道、八丁堀新道代地并木八丁堀二丁目、三丁目不レ残、河岸へぬけ、中ノ橋際にて辰刻消火と記してある。

弘化二年（一八四五）二月一日  
夜、坂本町から出火、茅場町裏表、薬師境内焼亡。  
弘化三年（一八四〇）正月一日  
小石川片町の北武家地から出火、本郷、湯島、神田へ移る。湯島の火は駿河台へ飛で小川町へ焼込、東西神田町々一円焼亡。今川橋へ焼出た火は、本町、石町、室町、大伝馬町、小田原町、小船町、堀江町、小網町、茅場町、八丁堀、浜町、永代橋際迄

霊岸島、築地鉄炮洲、佃島、南八丁堀に至る。長さ一里十餘町、町数二九〇余を灰燼に付した。死傷者もまた少なからず。

安政二年一〇月二日は、世に言う「安政の大地震」が起こり、市中の出火三十ヶ所、焼失町数凡そ二里一九町幅平均二町と記録にあるが、八丁堀周辺は火災を免れている。  
安政二年（一八五五）二月九日  
子刻、八丁堀水谷町一丁目より出火長さ一丁一〇間、幅五十間焼失。

安政五年（一八五〇）二月一〇日  
夜五ツ時頃（午後七時） 本小田原町より出火、西北の風烈しく、日本橋から八丁堀、霊岸島、佃島へも飛火、鉄炮洲の松平淡州侯屋敷少し焼込、翌一日已半刻（午前二時） ようやく鎮まる。『見聞雑録』に、

又一口は、八丁堀坂本丁江飛火して巷丁目、式丁目裏表不レ残焼る。牧野河内守様残る。海ぞく橋落る。……薬師地内山王御旅所不レ残、うら表茅場丁、霊がん橋手前、沓番、式番深川組消止る。代官屋敷、竹島町、亀島町、矢場辺御組残らず、紅梅しん道、興作屋敷、竹丁、水谷町、北島丁、てうちん掛横町、じんぼう小路かじ丁、七間丁、新銀丁代地焼る。ぬし丁代地、松下丁代地、火の中に

焼場方角場所附  
(慶応二年二月九日)



て残る。九鬼様うら御長屋少々、細川越中守様、御中屋敷、松平越中守様、御上屋敷、四方火の中にて残る。中興力町二番組消止る。片興力町、水谷丁立跡こんや町、金六町、永島丁、日比谷丁、幸丁、長澤町、岡崎丁上下大通り、玉圓寺焼る。亀や屋敷、焚出し横丁、此辺一えんにしり火はよく、玉子や新道、家根や町、南八丁堀五丁目代地、辨天よこ丁、松屋丁続上納地、磯部太神宮社焼る。高輪南町代地北角、沓番、式番、八番、十番組消札かゝり、四軒程残る。本八丁堀巷丁目、弾正橋際、二番組消止ル。二丁目、三丁目、四丁目、五丁目残らず焼る。

万延元年（一八六〇）二月一三日  
夜九ツ時過、八丁堀濠杭屋敷より出火、築地本湊町に至り焼亡す。  
文久二年（一八六三）二月一日  
北風烈しく、戌中刻（午後九時） 江戸橋蔵屋敷の内、橋際の見守番屋番人文藏・萬助の床店より出火、八丁堀周辺では、高輪代地、松屋町、本八丁堀一丁目が類焼した。

慶応二年（一八六六）二月九日  
九日夜半刻（二〇日午前二時） 元乗物町の裏家に住む日雇稼の新兵衛方より出火、京橋、八丁堀方面へ延焼し焼失した町一三〇ヶ町にのぼった。